平成２８年（フ）第９７４号
北海道江別市あけぼの町４番地の２
債務者　高柳　徳正
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９８８号
札幌市北区新川２条10丁目１番35号　グループホーム蔵
債務者　福田千代子
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９９２号
札幌市中央区南10条西９丁目２番47号　中川マンション27号
債務者　佐藤奈津子
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９９４号
札幌市東区東苗穂１条２丁目６番18―50号
債務者　山田　竜太
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９９５号
札幌市東区東苗穂１条２丁目６番18―50号
債務者　山田　智子
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０２０号
札幌市豊平区平岸３条１丁目１番３―105号
債務者　元木　和男
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４１号
福島県会津若松市門田町大字黒岩字石高198番地の４　メゾンあゆみ308号、前住所福島県会津若松市新横町３番９号　松葉荘
債務者　荒井　誠一
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第３４号
新潟県三条市西裏館３丁目１番33号　ハイム陽光Ｉ202号
債務者　山崎　　薫
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第３１６号
大阪府河内長野市汐の宮町20番35―201号
債務者　中川美代子
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３５８号
大阪府松原市天美東２丁目131番地の５、前住所大阪府松原市田井城４丁目８番６―203号
債務者　喜納　七帆
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３７１号
大阪府河内長野市松ヶ丘東町1817―12、住民票上の住所大阪府藤井寺市林４丁目８番14号
債務者　奥野　　聡
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３９７号
大阪府富田林市桜井町１丁目12番26号
債務者　木曽喜代子
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４１４号
大阪府富田林市藤沢台２丁目２―379、住民票上の住所大阪府富田林市寿町４丁目６番38号
債務者　高見　智之
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４１７号
堺市東区引野町１丁42番地１　初芝壱番館205号、前住所堺市東区菩提町３丁105番地３
債務者　中田　　彩
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４３９号
大阪府南河内郡太子町大字山田3552番地、前住所大阪府守口市大久保町４丁目34番４号
債務者　小笠原聖子（旧姓土屋）
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４４６号
堺市中区深井北町3209番地　ユニティー深井103号室
債務者　松石　彩葉（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４４７号
大阪府富田林市久野喜台２丁目３番133―203号
債務者　森　　良子
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係